

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月13日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札業務

消費生活センター等事務所移転業務委託

2 入札業務の特質

本業務は、県民くらし相談センターを令和8年4月1日に開設するため、奈良市内に所在する4センター（消費生活センター、外国人支援センター、女性センター、スマイルセンター）の物品等の移転業務を委託するものです。詳細は仕様書によります。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

第2 入札方法

1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」
<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。）

2 郵便入札の可否 否

3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができま

す。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であるこ

と。

（2）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7③「諸サービス・運搬請負等の委託業務」に登録を

している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審

査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

（3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者で

あること。

- (4) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体を契約の相手方として、種類及び規模をほぼ同じくする業務を2件以上受注し、完了した実績を有する者であること、かつ、この公告に示した役務を確實に履行し得る者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を第6の1で示す場所に提出しなければなりません。

第5 入札日程

1 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

2 現地説明会の日時及び場所

希望がある場合は、第6の1に示す問い合わせ先に電話により申し込んでください。なお説明会の開催は、令和8年2月20日（金）までとします。

3 競争入札参加資格確認申請

令和8年2月18日（水）午後1時まで

4 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）

令和8年2月24日（火）午後2時まで

5 開札（電子入札システムによる開札）

令和8年2月24日（火）午後2時30分から

6 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域創造部 県民くらし課 安全くらし推進係（奈良県庁主棟2階）

電話番号 0742-27-8704（ダイヤルイン）

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

第7 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

4 契約書作成の要否

要します。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札

（2）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

（3）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札

（4）ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用し行った入札

（5）入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

（6）コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

（7）事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札

（8）入札書記載の価格を加除訂正した入札

（9）入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない入札その他記入（入力）内容に整合性がとれない入札

（10）その他、入札に関する条件に違反した入札

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる（1）から（7）までのいずれか

に該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、7の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 その他

- (1) この入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とします。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。